

# 総務委員会

## I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

### ○ 議題

1. 通達事項（別紙）
2. 受託研究、共同研究等の受入について（研B1号）
3. 東京大学とソウル大学校との全学学術交流協定の更新について（教B4号）
4. 東京大学と北京大学との東アジア教養学プログラム全学学生交流覚書の更新について（教B5号）
5. 東京大学教養学部とエセックス大学との部局間学生交流覚書の更新について（教B6号）

### ○ 報告

1. 寄附金・学術指導の受入について（研B2号）

## II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

### ○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総B1号）（総B2号）
3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告（総B3号）
4. 研究費不正使用の注意喚起（研B3号）
5. 各委員会報告（経B1号）（教B1号）（教B2号）
6. その他

### ○ 議題

1. 教員人事（別紙）
2. 次期副研究科長予定者の選挙について（総B4号）
3. 次期評議員予定者の選考について（総B5号）
4. スプリット・アポイントメントの更新申請について（総B6号）
5. 学科別入学定員の調整について（教B3号）

### ○ 教員人事の内容

講 師	提 案	5 件
准 教 授	提 案	1 9 件
教 授	提 案	1 2 件

計 3 6 件

---

### （参考）2025年12月4日総務委員会における拡大教授会、教授会上程議題

#### ○議題

1. 教員人事

#### ○報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）
3. その他

委員会関係

【総務委員会報告】

【教授会報告】

教務委員会

財務委員会

教育研究経費委員会

情報基盤委員会

入試委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎  
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

建設委員会

環境委員会

防災委員会

その他

教養学部報委員会

・2025年度年度末執行に係る伝票等締切日について（経B1号）

・令和8年度入試に伴う臨時措置（駒場キャンパス）について（教B1号）  
・令和8年度大学入学共通テスト監督補助者募集について（教B2号）

## 総務委員会議事要旨（案）

日 時：2025年12月4日（木） 13:16～14:21

場 所：Zoom会議

出席者：48名

### I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

#### ○ 議題

##### 1. 通達事項

研究科長から、通達事項について説明があり、了承された。

### II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

下記の報告事項・議題について拡大教授会に上程することとした。

#### ○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

#### ○ 議題

1. 教員人事（別紙）

#### ○ 教員人事の内容

退職転出等			1 件
講 師	提 案		3 件
	報 告		1 件
准 教 授	提 案		2 件
教 授	提 案	1 4 件	
	報 告		4 件

計 2 5 件

以上

## 受託研究の受入について

2025年度

2025年12月18日

No.	研究担当者			研究委託機関	事業名	研究題目	総額(円)	備考
	役職	氏名	所属					
17	助教	橋本 講司	生命環境	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業 (ACT-X)	人工非コードDNAによる転写制御 システムの構築	494,000	変更契約 変更後総額: 3,094,000円

共同研究の受入について

2025年度

2025年12月18日

No.	研究担当者			共同研究機関	研究題目	研究期間	総額(円)	備考
	役職	氏名	所属					
1	教授	関谷 雄一	超域文化	大学共同利用機関法人人間文化研究機構	ネットワーク型基幹研究プロジェクト 地域研究推進事業 「グローバル地域研究推進事業」環 インド洋地域研究	2022.4.1～2028.3.31	400,000	変更契約 変更後研究費総額: 41,500,000円 2022年度:7,000,000円 2023年度:6,500,000円 2024年度:6,400,000円 2025年度:8,700,000円 2026年度～2027年度: 6,400,000円/年
57	助教	黒田 直史	相関基礎	国立研究開発法人理化学研 研究所	Development of high-performance integrated quantum bits using electron traps	2025.4.1～2028.3.31	0	カルフォルニア大学パークレ 校・Stefan Meyer Instituteを含 めた4者契約
58	教授	舘 知宏	広域システム	株式会社イッセイミヤケ	New Constuction Resarch and Development	2025.4.1～2027.3.31	2,200,000	
59	教授	寺田 新	生命環境 (身体運動)	日清オイリオグループ株式 会社	摂取脂質の質が持久的競技者に及 ぼす影響の検証	2020.4.1～2026.3.31	3,000,000	変更契約 変更前研究費総額: 8,200,000円 2020年度:5,200,000円 2022年度:3,000,000円

# 国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日：2025年9月30日

担当部局：人文社会系研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	ソウル大学校	
	英語	Seoul National University	
	当該国語 ※任意	서울대학교	
地域/国名	アジア	韓国	
設立年	1946	年設立	
設置形態	国立		
URL	<a href="https://en.snu.ac.kr/">https://en.snu.ac.kr/</a>		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	17単科大学、6一般大学院、11専門大学院等からなる。学生数29,065名、教員数6,264名(学生・教員数は2025年1月現在)。		
相手国内における大学(機関)としての評価	韓国の諸大学のなかで規模および教育・研究水準において最高位に位置する。高等教育ならびに学術研究の中心的存在。		
その他 (特色等があれば記入)			
2.協定の内容			
今回更新を希望する協定等の種類、名称等			
協定の種類:	全学協定		
協定名(英語):	AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE BETWEEN THE UNIVERSITY OF TOKYO AND SEOUL NATIONAL UNIVERSITY		
協定名 (英語以外):			
関係部局名:	教育学研究科、法学政治学研究科、総合文化研究科、理学系研究科、工学系研究科、農学生命科学研究科、医学系研究科、新領域創成科学研究科、学際情報学府、公共政策学連携研究部・教育部、生産技術研究所		
同時更新を希望する覚書の種類、名称等			
覚書の種類:			
覚書名(英語):			
覚書名 (英語以外):			
関係部局名:			
交流分野			
相互に関心のある分野			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	<input type="radio"/>
教員・研究者交流	<input type="radio"/>	学術情報及び資料の交換	<input type="radio"/>
職員交流		その他	→( )
単位互換			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類	
共同研究	<input type="radio"/>		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収		→人数(年): 人(学期)	[学部生/大学院生]

### 3.更新理由

ソウル大学校と本学との間には、「4.これまでの交流実績、成果等」にあるようにすでに少なからぬ交流の実績を有する。ソウル大学校は韓国内における最高水準の大学であるのみならず、東アジアにおける拠点的大学の一つでもあり、学術交流協定の更新は、本学の国際化戦略において重要な意義をもつ。

### 4.これまでの交流実績、成果等(特に締結してからの交流実績を中心に御記入ください。)

本学と学術交流協定を締結している韓国内の諸大学のなかで、もっとも交流の活発な大学であり、1990年8月に全学レベルでの学術交流協定を締結しているほか、多くの部局が部局間の交流協定・覚書等を結んでいる。

責任部局である人文社会系研究科では毎年、韓国朝鮮文化研究室にソウル大学校人文大学から客員(准)教授を招聘しており、また同研究室をはじめとして複数の研究室で相互に大学院生・学部生を派遣している。現在も2名の院生が留学中である。また、ソウル大学校人文大学と北京大学の人文系の学部との間では、持ち回りでPESETO人文学会議を開催している。公式・非公式に双方の大学を訪問し、学術交流の機会をもつ研究者は少なくない。

教育学研究科では、ソウル大学校師範大学附属教育研究所が毎年開催している国際カンファレンス(ICER)に教員や学生が参加しており、両研究科生涯学習研究室教員の研究交流(2018年度)及び授業交流(2020年度、2023年度)が行われた。2016年度～2017年度に全学交換留学にて博士学生1名、2019年度にキャンパス・アジア事業にて学部生1名を派遣した。2025年度にソウル大学校師範大学よりシン・ジョンチョル教授を外国人客員教授として招聘している。

法学政治学研究科では、ソウル大学校および北京大学のロースクールとBESETO会議を毎年開催しているほか、ソウル大学校の教員との間での分野ごとの定例ワークショップも活発に行われている。また、長期休暇中に欧米からの教員を招いて全編英語で開催される東京大学法科大学院サマースクールおよびウィンタースクールには、ソウル大学校・北京大学をはじめとするアジア太平洋地域諸国の学生も参加し、欧米からの学生を交えた国際交流が展開されている。

総合文化研究科では1999年から2014年まで東アジア四大学フォーラム(BESETOHA)の実施を担い、その枠組みの中で、ソウル大学校との間でインターネットを利用した共同講義や、BESETOHA学生パネル等の教育の発展に向けた取り組みを行った。また、短期交換留学制度やアジア学生カンファレンス等を通じて、学生交流を活発に行ってきた。2016年度に本学教養学部がソウル大学校自由専攻学部・北京大学元培学院とともにキャンパス・アジア事業に採択されたことにより、2019年度までに延べ150人以上の学部学生が東大・ソウル大を歩き来した。最終年度の2020年度にはコロナ禍という困難な状況にもかかわらず、オンラインでオータムプログラムおよびウィンタープログラムを開催して、事業を完遂した。その後も研究・教育交流を行っている。

理学系研究科では、天文学専攻がソウル大学校 自然科学大学 物理・天文学専攻のJeong-Eun Lee教授を2025年1月13日から1か月間GSGC教授として迎えた。Lee教授は観測天文学についての集中講義を行ったほか、現在行っている共同研究や関連する研究についての今後の連携について、相川 祐理 教授(天文学専攻)や宮田 隆志 教授(天文学教育研究センター)など本学の複数の教員と議論を行った。また1月下旬にはLee教授の研究室の大学院生2名も1週間来日した。1月29日の午後には、ソウル大学校と本学をzoomで接続し、理研や国立天文台などからも関係する研究者を招いて小ワークショップを行った。

原子核科学研究センターにおいても、2024年12月にソウル大学校の自然科学大学で行われた、核物理研究に関する日韓共同研究のワークショップに、酒見 泰寛 教授、今井 伸明 准教授、青井 考 教授(当時は大阪大学教授)が現地参加し、既に始まっている共同研究課題について紹介するとともに、議論を行った。

また、化学専攻においてはソウル大学校 Graduate School of Convergence Science and Technology との学術交流を開始するためのキックオフミーティングとして、小澤 岳昌 教授が2024年5月にソウル大学校を訪問し講演を行った。部局間覚書締結にむけて、相互の学科紹介や学生—教員同士の交流の規模などについて検討した。

### 工学系研究科とソウル大学との主な交流実績

#### 1. バイオエンジニアリング専攻

- ・SGU終了後もシンポジウムを継続開催している。
- ・アジアの6大学で構成されるAsia-Pacific Biochemical Engineering Consortium (APBEC)を立ち上げ、ソウル大学もメンバーとして参加中である。

#### 2. 機械工学分野における合同ワークショップ

- ・第9回(2025年2月):ソウル大学にて開催。流体・熱工学、ロボティクス・制御、固体力学・ナノ・バイオ等に関する活発な研究交流を実施。次回は東京大学で開催予定である。
- ・第8回(2023年):本学にて対面で開催。テーマは「機械工学とAI」。SNUから学科長を含む11名の教員が来訪。李ヤリム講師が発表した。

#### 3. 学生交流

- ・2023年に学部生1名、2024年にも学生の交流実績がある。

農学生命科学研究科と農業生命科学大学とは、多国間交流を通じた学術交流を続けており、2021年に本学が主催したJSPSシンポジウムにはソウル大学校の教員が発表者として参加、本学とガジヤマダ大学が主催した国際シンポジウムでは、2022年にはソウル大学校の教員8名、学生41名、2023年にはソウル大学校の教員7名、学生27名が参加した他、2024年にスウェーデンで開催された国際会議ではソウル大学校の教員がオーガナイザーを務める中、本学教員2名が発表した。また、共同で論文も発表してきた。獣医科大学については、2023年に木村順平教授（現名誉教授）を本学に招聘し、「野生動物学」の集中講義・実習を実施した。2024年には、本学食の安全センター（国際獣疫事務局：WOAH）にて、本学の韓国人留学生を中心に日本語指導を実施した。ソウル大学校と本学の獣医学教育をめぐる交流を中心とした実績が認められ、木村順平先生は2024年度外務大臣表彰を受賞された。東大ーソウル大学校の獣医学部学生（学部5年生）の交換留学（約2週間）に関しては、コロナ禍による一時的な中断を経て、2022年より本学から毎年4~5名の学生及び引率教員を派遣、また毎年2名のソウル大学校生を受け入れており、学生間・学生教員間の交流を深めた。

医学系研究科では、コロナ禍の影響を引きずりつつも、2022年度から2024年度の間健康科学看護学専攻博士課程および公共健康医学専攻専門職修士課程の学生合計9名を派遣し、ソウル大学校の保健大学院から9名の学生を受け入れた。また、同期間に東大の教員延べ5名を派遣、ソウル大学校から教員延べ5名を受け入れ、共同研究や特別講義を行った。2023年度には北京大学も含めた3校によるPeSeTo会議を2019年以降初めて再開することに成功し、両大学ファカルティによる先端研究について紹介するとともに、比較研究などの可能性について議論を行った。またソウル大学校教員（Kwon教授）と本学教員（橋本教授）により単位取得講義（アジアにおける医療保険制度の比較論）を2021ー2022年度に英語講義として開講し、20名以上の受講者を得た。あわせて主に環境疫学領域においてKim准教授が中心となり査読付き論文を3本共著した。さらに、医学部生の臨床実習のための交換留学制度を整え、2021年12月に新たな部局覚書を締結した。2023年度はこちらより2名派遣し、先方より2名を受け入れた。2024年はストライキの事情により一旦中断したが、2025年度は先方より2名を受け入れ予定で、こちらより2名の派遣を実施している。

新領域創成科学研究科の先端エネルギー工学専攻では、工学系研究科電気系工学専攻と合同で2024年1月に電力・エネルギー分野の合同セミナーを本郷キャンパスで開催した。ソウル大学校から教授6名、学生11名が参加し、二日間に渡って講演会や研究室見学を通して学術面での交流を深めた。

情報学環・学際情報学府では、ソウル大学校社会科学大学言論情報学科と1996年より持ちまわりでシンポジウムを開催している。2017年から台湾国立政治大学を交えて3大学の交流としている。

公共政策学連携研究部・教育部においては、2011年よりキャンパスアジア（ソウル大学校国際大学院、北京大学国際関係学院）、2021年よりキャンパスアジア・プラス（ソウル大学校国際大学院、北京大学国際関係学院、シンガポール国立大学リー・クワン・ユー公共政策大学院）にて、ダブル・ディグリーと交換留学を中心とした学生交流及び共同教育のプログラムを実施している。

生産技術研究所では、2005年にソウル大学電気工学部と研究交流推進確認書を締結して以来、学生および教員間の交流を継続している。NAMIS国際スクール等の日韓共同セミナーを生産技術研究所とソウル大学にて相互に実施しているほか、戦略的パートナーシップ事業の一環で2017年度より生産技術研究所とソウル大学の共同ワークショップ“Joint Workshop on Innovative Micro/Nano Systems”のセミナーを年2回以上実施した。

#### 5. 更新後の交流計画

教員・学生（大学院生・学部生）の相互派遣を今以上に増加させる。双方の教員によるシンポジウム開催や共同研究の推進など、現状でも一定の成果をあげているが、これもさらに促進させたい。学術刊行物を中心とする双方の研究資料等の交換は、これまでどおり頻繁に行っていく。

## 6.更新までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)

～2026年1月 文学部・人文社会系研究科内及び関係部局会議付議予定  
2026年2月 調印予定

## 7.実施責任体制

責任者 人文社会系研究科 教授 村本 由紀子(研究科長)

(担当部局長):

幹事教職員: 人文社会系研究科 教授 六反田 豊 (韓国朝鮮文化研究専攻)

教育学研究科 教授 李 正連(総合教育科学専攻)

法学政治学研究科 教授 金 春 (法・政治デザインセンター)

教授 神吉 知郁子 (法曹養成専攻)

総合文化研究科 教授 月脚 達彦 (言語情報科学専攻)

理学系研究科 教授 相川 祐理 (天文学専攻)

教授 小澤 岳昌 (化学専攻)

工学系研究科 教授 高井まどか (バイオエンジニアリング専攻)

農学生命科学研究科 教授 橋本 禪 (国際交流室長)

医学系研究科 教授 橋本英樹 (公共健康医学専攻)

新領域創成科学研究科 教授 井 通暁 (先端エネルギー工学専攻)

情報学環・学際情報学府 教授 関谷 直也 (社会情報学コース)

公共政策学連携研究部・教育部 教授 飯田 敬輔 (部長)

特任講師 服部 孝洋(キャンパスアジア・プラス)

生産技術研究所 教授 金 範竣 (附属マイクロナノ学際研究センター)

## 8.相手側の対応組織

責任者 チョ・スンア (国際交流室長/経営専門大学院教授)

(担当部局長):

幹事教職員: ソウル大学校国際協力本部(事務担当:パク・ソンジュ)→パク・ソンジュ(国際協力本部/事務担当)

## 9.資金計画

客員教授の招聘等については本学の予算から。

その他、教員の相互交流は日本学術振興会科学研究費補助金や各種のフェローシップなど。留学する学生の授業料は不徴収。

10.同一校(機関)との交流の有無

<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2005年8月	担当部局: 人文社会系研究科 (最終更新年: 2022年)
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 全学覚書 締結年月: 2014年3月	担当部局: グローバル教育センター (最終更新年: 2024年)
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 全学覚書 締結年月: 2016年7月	担当部局: 国際戦略企画室 (最終更新年: 2021年)
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 部局協定 締結年月: 2024年5月	担当部局: 物性研究所 (最終更新年: 2024年)
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2008年4月	担当部局: 医学系研究科 (最終更新年: 2008年)
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 部局協定 締結年月: 2021年12月	担当部局: 医学系研究科 (最終更新年: 2021年)
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2012年8月	担当部局: 公共政策大学院 (最終更新年: 2012年)
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2006年3月	担当部局: 工学系研究科 (最終更新年: 2006年)
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 部局協定 締結年月: 2005年11月	担当部局: 工学系研究科 (最終更新年: 2012年)
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2010年10月	担当部局: 生産技術研究所 (最終更新年: 2022年)
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2007年12月	担当部局: 教育学研究科 (最終更新年: 2022年)
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 部局協定 締結年月: 2006年3月	担当部局: 法学政治学研究科 (最終更新年: 2006年)
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2006年3月	担当部局: 法学政治学研究科 (最終更新年: 2025年)
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2016年5月	担当部局: 農学生命科学研究科 (最終更新年: 2021年)
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 1999年8月	担当部局: 医学系研究科 (最終更新年: 2012年)
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2005年10月	担当部局: 情報学環 (最終更新年: 2022年)
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2002年10月	担当部局: 理学系研究科 (最終更新年: 2023年)
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2006年9月	担当部局: 農学生命科学研究科 (最終更新年: 2024年)
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2011年11月	担当部局: 公共政策大学院 (最終更新年: 2011年)

無

11.その他特記事項

本件担当部局事務

部 局 名 : 人文社会系研究科  
 部 署 名 : 学生支援チーム  
 担当者名 : 泉、平野  
 Email : [gakusei@lu-tokyo.ac.jp](mailto:gakusei@lu-tokyo.ac.jp)

AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE  
BETWEEN  
THE UNIVERSITY OF TOKYO  
AND  
SEOUL NATIONAL UNIVERSITY

The University of Tokyo (Japan) and Seoul National University (Korea) (hereinafter referred to collectively as the “parties”), in accordance with the Agreement on Academic Exchange concluded between the parties (hereinafter referred to as the “Agreement”) dated 17 August 1990, agree to extend the Agreement with the following amendments.

Article 1. The parties agree to implement exchanges and other activities in areas of academic research of mutual interest through the following.

- (1) Exchange of faculty and administrative staff and researchers.
- (2) Exchange of students.
- (3) Conducting collaborative research.
- (4) Holding joint lectures and symposia.
- (5) Exchange of academic information and materials.

Article 2. Actual projects to be implemented for the realization of specific exchange activities as defined in the preceding article shall be decided through discussion between individual departments of the parties and separate memoranda will be concluded between the parties covering the detailed conditions of such projects.

The activities specified under the preceding paragraph shall be carried out in compliance with laws and regulations to be followed by the parties concerned.

Article 3. In the case that research results impacting upon matters of intellectual property rights are expected to arise in the course of collaborative projects carried out under the terms of Article 1 above, the parties shall discuss in good faith and agree in a separate document the conditions regarding the treatment of intellectual property rights so arising, prior to the start of the collaborative project in question and in accordance with the policies of each party.

Article 4. This Agreement remains effective for a period of five years from 17 August 2025. The term of the Agreement may be extended upon agreement by the parties. Either party may terminate the Agreement during its term by giving nine (9) months advance written notice to the other party. In the event of expiration or termination of this Agreement, the terms of this Agreement shall remain effective for all projects and activities which have already launched under separate agreements.

Article 5. This Agreement is created in duplicate in English, each of the duplicates being deemed original.

The parties hereby establish this Agreement by duly signing it, as of the respective dates below.

The University of Tokyo

Seoul National University

---

Prof. Dr. FUJII Teruo  
President

---

Prof. Dr. Taekyun Kim  
Vice President of International Affairs

---

Date

---

Date

## 国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日: 2025/4/28

担当部局: 教養学部

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	北京大学(東アジア教養学プログラム)	
	英語	Peking University (the EAA East Asian Liberal Arts Program)	
	当該国語 ※任意		
地域/国名	アジア	中国	
設立年	1898	年設立	
設置形態	国立		
URL	http://www.pku.edu.cn		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	本覚書の相手機関における担当部局である北京大学元培学院は、リベラルアーツ学部として2001年に発足し、寄宿制の学部として約1200名の学生を擁する。「メンター制度」を導入しており、教員は学内各学部から任命される。		
相手国内における大学(機関)としての評価	北京大学は1898年に初めての国立の総合大学として設立され、以来中国の高等教育の代表的な教育機関として多くの政治家や研究者を輩出してきた。中国の国家重点大学のひとつである。元培学院は北京大学のなかで最も受験生の人気が高い学部として、2024年度入試においては各省最高得点取得者のうち、32名が元培学院を志望している。北京大学入学者のうち最も高い点数の学生は多くが元培学院に入学している。		
その他 (特色等があれば記入)			
2.協定の内容			
今回更新を希望する協定等の種類、名称等			
協定の種類:	全学覚書		
協定名(英語):	Memorandum of Understanding for Cooperation and Exchange of Undergraduate Students between Peking University and The University of Tokyo for the EAA East Asian Liberal Arts Program		
協定名 (英語以外):			
関係部局名:	文学部、教育学部		
同時更新を希望する覚書の種類、名称等			
覚書の種類:	▼リストから選択		
覚書名(英語):			
覚書名 (英語以外):			
関係部局名:			
交流分野			
学部教育、特に教養教育分野			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	
教員・研究者交流		学術情報及び資料の交換	
職員交流		その他	→( )
単位互換	<input type="radio"/>		
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究			
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収	<input type="radio"/>	→人数(年):5人(10 student semester places) [学部生]	

<b>3.更新理由</b>											
本覚書にもとづく交流は、2020年の発足以来、活発に展開されながら今日に至っている。また交流参加学生は卒業後も交友関係が持続している。双方の大学院に進学する学生が見られるほか、米国大学院でクラスメートとなるケースもあり、将来的に両国のみならず、東アジア地域やひいては世界を舞台に活躍できる人々が育っていくことが期待できる。「アジアに位置する日本の大学」たる自覚を謳う東京大学憲章の精神を具現するプログラムであり、更新の意義は大きく、さらなる強化が求められる。											
<b>4.これまでの交流実績、成果等(特に締結してからの交流実績を中心に御記入ください。)</b>											
2020～2024年度にかけて、本覚書に基づき北京大学から40名を受け入れ、本学から12名を派遣している。派遣学生の所属は教養学部(8名)、経済学部(2名)、文学部(1名)、工学部(1名)となっている。											
年度/学期	2020A	2021S	2021A	2022S	2022A	2023S	2023A	2024S	2024A	2025S	2025A
受入	4	5	5	5	4	1	5	4	6	1	1
派遣		1	1	4		1		1	4		2
<b>5. 更新後の交流計画</b>											
これまで教養学部後期課程「東アジア教養学」プログラムが交流を支える受け皿的カリキュラムとして機能してきた。これは後期TLP(トライリンガルプログラム)との位置づけで開始されたものであり、今後も英中日3言語体制を保ちながら、クラシックス読解を中心にした少人数精鋭教育を展開する。また、「書院」たる場の実質化に向かって、単なる座学にとどまることなく、地に根ざした人間教育を目指し、学生の自主活動を奨励すると共に、サマー・インスティテュートなどを通じて多彩なワークショップやフィールドワーク型の交流活動を展開する。											
<b>6.更新までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)</b>											
教養学部:2025年12月(予定) 教育学部:2025年12月(予定) 文学部:2025年12月(予定)											
<b>7.実施責任体制</b>											
責 任 者 寺田 寅彦(教養学部長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: 石井 剛 (教養学部・教授) 山名 淳 (教育学部・教授) 鈴木 将久 (文学部・教授)											
<b>8.相手側の対応組織</b>											
責 任 者 李 猛 (元培学院長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: 孫飛宇 (元培学院副院長・准教授)											
<b>9.資金計画</b>											
東京大学基金(FSI基金)を利用する。寄附金は2022年度で終了しているが、受入額の余剰金によって運用中である。											

10.同一校(機関)との交流の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 全学協定 締結年月: 1985年3月 担当部局: 総合文化研究科 (最終更新年: 2024 年)
<input type="checkbox"/> 無	協定の種類: 全学覚書 締結年月: 2012年12月 担当部局: グローバル教育センター (最終更新年: 2022 年)
	協定の種類: 全学覚書 締結年月: 2015年3月 担当部局: 国際戦略企画室 (最終更新年: 2020 年)
	協定の種類: 部局協定 締結年月: 2005年3月 担当部局: 法学政治学研究科 (最終更新年: 年)
	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2005年3月 担当部局: 法学政治学研究科 (最終更新年: 2019 年)
	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2006年8月 担当部局: 総合文化研究科 (最終更新年: 2021 年)
	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2007年12月 担当部局: 教育学研究科 (最終更新年: 2022 年)
	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2013年3月 担当部局: 公共政策大学院 (最終更新年: 年)
	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2015年2月 担当部局: 法学政治学研究科 (最終更新年: 2020 年)
	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2018年8月 担当部局: 地震研究所 (最終更新年: 2023 年)
	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2019年6月 担当部局: 人文社会系研究科 (最終更新年: 年)
	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2019年9月 担当部局: 人文社会系研究科 (最終更新年: 2024 年)
	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2023年12月 担当部局: 情報理工学系研究科 (最終更新年: 年)
11.その他特記事項	
<p>北京大学側からは北京元培学院を窓口として全学から学生を派遣する。本学側からは教養学部を窓口として全学部から学生を派遣する。USTEPとは異なり、両大学のジョイントプログラムに参加するかたちであり、語学研修も行われない。また、往復渡航費の補助並びに月額奨学金が支給される。</p>	
本件担当部局事務	
部局名:	教養学部
部署名:	国際研究協力室
担当者名:	織田 佐由子
Email:	<a href="mailto:irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp">irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp</a>

**Memorandum of Understanding for  
Cooperation and Exchange of Undergraduate Students  
between  
The University of Tokyo  
and  
Peking University  
for  
The EAA East Asian Liberal Arts Program**

The University of Tokyo (hereinafter referred to as UTokyo) and Peking University (hereinafter referred to as PKU) (hereinafter referred to as the “parties”) hereby agree to conclude this Memorandum of Understanding for Cooperation and Exchange of Undergraduate Students for the EAA East Asian Liberal Arts Program (hereinafter referred to as “Memorandum”) in accordance with the terms and conditions set forth herein.

**Article 1 – Objective**

1.1 The purpose of this Memorandum is to promote cooperation and to facilitate exchange of undergraduate students between two parties in managing the EAA East Asian Liberal Arts Program.

**Article 2 – Scope and Fields of Cooperation**

2.1 The following programs are to be administered by the two parties:

- (a) Operation of joint sub-major programs
- (b) Intensive seasonal academic camp
- (c) Exchange of undergraduate students under conditions and circumstances stated in Article 3 of this Memorandum

**Article 3 – Terms of Student Exchange**

3.1 The period of exchange will be a minimum of one semester and shall not exceed one year. Any extension of stay beyond the original determined length must be approved by both parties.

3.2 Each university shall be permitted to exchange a maximum of 10 student semester places to each participating university for the first year of this exchange program. An exchange student enrolling for one academic year of study is equivalent to two exchange students enrolling for one academic semester of study. For the following years, the number of exchange students will be subject to discussion. The scheme shall operate on a reciprocal basis over the term of the Memorandum.

3.3 The exchange students are entitled to enroll in any academic course offered at the host university as full-time, non-degree students. The host university reserves the right to exclude students from restricted enrollment programs.

- 3.4 At the end of the exchange period, the host university will provide the home university with an evaluation of the student's coursework. On the basis of this evaluation, the home university may, in accordance with its regulations, award the student credits for study at the host university.
- 3.5 The participating students shall comply with the laws of the host country as well as the rules and regulations of the host university in addition to those at their home university.

#### **Article 4 – Student Finances**

- 4.1 The host university of students enrolled in this exchange program shall not levy examination fees, entrance fees, or tuition fees.
- 4.2 Personal expenses including books, meals, housing, transportation, health insurance coverage and any other living expenses shall be the responsibility of the individual students participating in this exchange program, unless otherwise specified in the specific agreement.
- 4.3 The host university shall assist the participating students in obtaining visas for their stay.
- 4.4 The host university shall endeavor to arrange appropriate accommodation for the participating students.

#### **Article 5 – Dispute Resolution**

- 5.1 In the event of any dispute arising out of or in connection with this Memorandum, the parties shall first work together in good faith to settle the dispute amicably. If the dispute has not been resolved through amicable negotiations, all disputes shall be resolved through litigation. The litigation court should be jointly agreed upon by both parties.

#### **Article 6 – Duration & Termination**

- 6.1 This Memorandum is valid for five years, effective from 10 March 2025 (hereinafter referred to as the "term") and is subject to revision or modification by mutual agreement in writing. The term of the Memorandum may be extended upon agreement of the parties. Either party may terminate the Memorandum during its term by giving six months advance notice in writing.
- 6.2 The termination of this Memorandum shall not affect the implementation of the exchanges approved under it prior to such termination.

#### **Article 7 – Language**

- 7.1 This Memorandum is created in duplicate in English, each of those duplicates being deemed original.

**Article 8 – Program Administration**

8.1 The administration and oversight of the cooperation and exchange of undergraduate students for the EAA East Asian Liberal Arts Program shall be the responsibility of the College of Arts and Sciences at The University of Tokyo and Yuanpei College at Peking University. These designated colleges shall serve as the primary units for coordinating program activities, facilitating communication between the parties, and ensuring the effective implementation of the terms set forth in this Memorandum.

The parties hereby establish this Memorandum by duly signing it as of the respective dates below.

\_\_\_\_\_  
Prof. FUJII Teruo  
President  
The University of Tokyo

Date: \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
Prof. GONG Qihuang  
President  
Peking University

Date: \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
Prof. TERADA Torahiko  
Dean  
College of Arts and Sciences  
The University of Tokyo

Date: \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
Prof. LI Meng  
Dean  
Yuanpei College  
Peking University

Date: \_\_\_\_\_

## 国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日: 2025/11/6

担当部局: 総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	エセックス大学	
	英語	University of Essex	
	当該国語 ※任意		
地域/国名	ヨーロッパ	英国	
設立年	1963	年設立	
設置形態	公立		
URL	<a href="https://www.essex.ac.uk/">https://www.essex.ac.uk/</a>		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	学科数:3、学部・センター数:25 学生数17,800人(学部学生約13,800人、大学院学生約3,900人)		
相手国内における大学(機関)としての評価	教育水準と研究業績は常にイギリスでトップレベルに評価されており、特に政治学や経済学など、社会科学の分野は国際的にも高い評価を得ている。		
その他 (特色等があれば記入)	国際色豊かな大学で140カ国からの学生が学んでおり、学生の3分の1が外国人学生である。国際機関やシンクタンク、政府や法を司る機関、非政府機関などにおいて、例えば国連人権委員会議長、国連人権理事会特別報告者、赤十字国際委員会専門家など、専門家として任命されて国際的に活躍する教員・研究員が非常に多い。		
2.協定の内容			
今回更新を希望する協定等の種類、名称等			
協定の種類: 部局覚書			
協定名(英語):	Student Exchange Agreement between College of Arts and Sciences, the University of Tokyo and University of Essex		
協定名 (英語以外):			
関係部局名:	なし		
同時更新を希望する覚書の種類、名称等			
覚書の種類:	▼リストから選択		
覚書名(英語):			
覚書名 (英語以外):			
関係部局名:			
交流分野			
研究協力並びに学生交換			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	
教員・研究者交流		学術情報及び資料の交換	
職員交流		その他	→( )
単位互換	<input type="radio"/>		
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究			
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収	<input type="radio"/>	→人数(年):2人(4学期)	

<b>3.更新理由</b>	
2020年6月に部局間学術交流協定が締結されて以来、両大学間で共同研究・研究協力が促進され、先方からの交流担当者や全学的な責任者らが当部局を訪問するなど交流が活発化している。それに続き締結された部局間学生交流覚書についても継続的に相互派遣が実施されており、教養学部の学生には英語圏の交換留学のニーズが認められることから、交流を継続することが望ましい。	
<b>4.これまでの交流実績、成果等(特に締結してからの交流実績を中心に御記入ください。)</b>	
2020年6月の協定締結以降、新型コロナウイルス感染拡大のため人の移動が制限されたが、2022年度以降は継続的に学生の相互派遣が行われている。	
年 度	2022 2023 2024 2025
受 入	1 0 1 1
派 遣	2 1 0 2
2024年10月 来訪者:SEA Regional Office(マレーシア)Deputy Operation Manager Ms Ayesha Tajudin 対応者:キハラハント愛教授、織田佐由子助教	
2025年8月 来訪者:Director of Partnerships (Education and Research) Ms Louise Blair 対応者:織田助教、2025年度Aセメスター派遣予定学生	
2025年10月 来訪者:Pro-Vice-Chancellor (Education) Professor Larra Anderson, Dean of Partnership (Education) Dr Anney Lax 対応者:寺田寅彦研究科長、キハラハント教授、織田助教	
<b>5. 更新後の交流計画</b>	
これまでと同様1年に2人の学部生の交換留学を維持する。	
<b>6.更新までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)</b>	
2025年12月 部局承認(予定)	
<b>7.実施責任体制</b>	
責 任 者	寺田 寅彦(大学院総合文化研究科長・教授)
(担当部局長):	
幹事教職員:	キハラハント 愛(大学院総合文化研究科・教授)
	小川 浩之(大学院総合文化研究科・教授)
<b>4.相手側の対応組織(担当教員名等)</b>	
責 任 者	Christopher Oldham, Chief Operating Officer
(担当部局長):	
幹事教職員:	Rachel Frost, Senior Partnerships Manager, Office of the Vice-Chancellor
<b>9.資金計画</b>	
東京大学海外派遣奨学事業短期・超短期海外留学等奨学金等	
<b>10.同一校(機関)との交流の有無</b>	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 全学協定 締結年月: 1972/11/9
	担当部局: 工学系研究科 経済学研究科、法学政治学研究科
<input type="checkbox"/> 無	協定の種類: 部局協定 締結年月: 2020/6/12
	担当部局: 教養学部 (最終更新年: 2023年)
<b>11.その他特記事項</b>	
本件担当部局事務	
部 局 名 :	総合文化研究科
部 署 名 :	国際研究協力室
担 当 者 名 :	織田 佐由子
Email :	<a href="mailto:irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp">irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp</a>

## Student Exchange Agreement

between

### *University of Essex*

Wivenhoe Park, Colchester, Essex CO4 3SQ, United Kingdom

and

### *College of Arts and Sciences, The University of Tokyo*

3-8-1 Komaba, Meguro-ku, Tokyo 153-8902, Japan

University of Essex (hereinafter referred to as '**ESSEX**') and College of Arts and Sciences, the University of Tokyo (hereinafter referred to as '**UTokyo-Komaba**') agree to the following terms:

#### **1. DEFINITIONS:**

1.1 In this agreement, unless the context will otherwise imply:

- HOME shall mean the institution at which the student intends to graduate;
- HOME STUDENT shall mean a student of the HOME Institution;
- HOST shall mean the institution that has agreed to receive students from the HOME Institution;
- EXCHANGE shall mean a one-for-one exchange of students on a tuition waiver basis from each institution;
- EXCHANGE STUDENT(S) shall mean students participating in the exchange programme implemented herein;
- STUDY ABROAD shall refer to non-award study at the HOST Institution on a tuition paying basis;

## 2. PURPOSE

- 2.1 The objective of this agreement is to establish specific relations and cooperation between the above mentioned academic schools of **ESSEX** and **UTokyo-Komaba** in order to enrich the understanding of the culture of the two institutions concerned. This agreement is to make possible and to facilitate the exchange of undergraduate students between the institutions on a regular and continuing basis.
- 2.2 The purpose of each student exchange will be to enable undergraduate level students to undertake study but not to study for a degree at the HOST Institution. Students are expected to fulfil the degree requirements for their own university as outlined in their own programme handbooks. The HOST Institution shall issue an academic transcript to the exchange student's HOME Institution upon completion of the exchange program. On the basis of this report, the HOME Institution may, in accordance with its regulations, award the student credits for study at the HOST Institution.

## 3. NUMBERS

- 3.1 Subject to the availability of suitable candidates **ESSEX** and **UTokyo-Komaba** will exchange a maximum of two [2] students for the full academic year or four [4] students for a semester each, each academic year for the duration of the agreement, unless varied by mutual agreement.
- 3.2 The period of the EXCHANGE for each student shall be for a maximum of one academic year. Student's programmes may not be extended beyond the maximum exchange period.
- 3.3 Upon completion of the EXCHANGE period at the HOST Institution, EXCHANGE STUDENTS must return to the HOME Institution. Any extension of stay must be approved by both participating institutions.
- 3.4 In principle, the exchange of students will occur on a one-for-one basis. This number may vary in any given year, but over the life of the agreement, the total number of students participating shall be balanced. Any student numbers over and above the agreed numbers may be considered for the STUDY ABROAD programme and will attract normal HOST Institution STUDY ABROAD fees.

#### 4. SELECTION OF STUDENTS

- 4.1 The HOME Institution will screen applications from its student body for exchange. The programme is available to undergraduate students from **ESSEX** and **UTokyo-Komaba** who have completed at least two years of their undergraduate degree programme at the respective HOME Institution before the start of the exchange.
- 4.2 Each institution will submit completed applications to the HOST Institution by the designated application deadline each year. This will not be less than a minimum of eight (8) weeks prior to the intended commencement date of the exchange study period. Only applications accompanied by an official nomination from the HOME Institution exchange office will be considered for admission.
- 4.3 The HOST Institution reserves the right to make final judgement on the admissibility of each student nominated. All participants are expected to be able to meet the standard minimum language requirements for admission into the HOST Institution. The HOST Institution reserves the right to assess any candidate's language proficiency (if applicable) or previous academic background before admitting that student to the exchange programme. Candidates must satisfy the admission requirements for non-degree visiting student status. Nominees who cannot be suitably placed at the host institution may be refused.
- 4.4 The HOST Institution reserves the right to exclude exchange students from restricted enrolment programmes or courses. HOST Institutions will notify HOME Institutions of any restrictions prior to the closing date for exchange applications. Incoming students to **ESSEX** will be excluded from studying BFA drama and acting courses that are part of the East 15 Acting School, located at **ESSEX's** Southend Campus. **UTokyo-Komaba** will permit exchange students to enrol in courses offered by the College of Arts and Sciences and all other faculties, excluding those specified as 'not open' to students from other faculties.

#### 5. RESPONSIBILITIES OF THE PARTICIPATING INSTITUTIONS

- 5.1 **ESSEX** and **UTokyo-Komaba** agree to accept students from each other and to enrol them as 'not-for-degree' or 'exchange' students for up to one academic year. Each institution will provide exchange participants with access to all the services, support and assistance provided to HOME STUDENTS.

- 5.2 Each institution agrees to appoint an overall Coordinator for the administration of the exchange. The Coordinator will serve as the contact on campus, responsible for arrangements associated with visits, ensuring that necessary approvals are in place, receiving official transcripts from the partner institution, and attending to the general welfare of the exchange students. The Coordinators for each institution are listed below, and shall be updated as required.

For **ESSEX** the Coordinators are as follows:

Contact Information	
Essex Abroad Enquiries	Email: <a href="mailto:essexabroad@essex.ac.uk">essexabroad@essex.ac.uk</a> Phone: +44 1206 873976
<b>Claudia Fogg de Castellino</b> Outbound Exchange	Email: <a href="mailto:essexabroad@essex.ac.uk">essexabroad@essex.ac.uk</a>
<b>Chorong Vrticka</b> Inbound Exchange	Email: <a href="mailto:incomingexchange@essex.ac.uk">incomingexchange@essex.ac.uk</a>
<b>Hannah Parsons</b> YUFE Programme ( <i>Young Universities for the Future of Europe Programme</i> )	Email: <a href="mailto:yufestudentmobility@essex.ac.uk">yufestudentmobility@essex.ac.uk</a>
Exchange Agreements	Email: <a href="mailto:eaagreements@essex.ac.uk">eaagreements@essex.ac.uk</a>
Short-term International Programmes	Email: <a href="mailto:stpabroad@essex.ac.uk">stpabroad@essex.ac.uk</a>
Website	<a href="http://www.essex.ac.uk/study-abroad">www.essex.ac.uk/study-abroad</a>

For **UTokyo-Komaba**, the Coordinators are as follows:

Contact Information	
UTokyo-Komaba Abroad Coordinator	ODA Sayoko Phone: +81 3 5454 6827 Email: <a href="mailto:irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp">irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp</a>
UTokyo-Komaba Abroad Enquiries	International Research and Cooperation Office <a href="mailto:irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp">irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp</a> Phone: +81 3 5454 6827
UTokyo-Komaba Abroad Advisors Inbound and Outbound	Email: <a href="mailto:irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp">irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp</a>
Agreements Officer	Email: <a href="mailto:irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp">irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp</a>
Website	<a href="https://www.globalkomaba.c.u-tokyo.ac.jp/en/inbound/study/programs/exchange_programs/">https://www.globalkomaba.c.u-tokyo.ac.jp/en/inbound/study/programs/exchange_programs/</a>

## 6. FINANCIAL RESPONSIBILITY OF PARTICIPATING INSTITUTIONS

6.1 Each EXCHANGE student studying at the respective HOST Institution shall be provided, without further payment to the HOST Institution with:

- Tuition fee waiver
- Orientation and Programme Induction
- Academic Advice
- At least one (1) copy of Reports or Statements of Results

## 7. FINANCIAL RESPONSIBILITIES OF EXCHANGE STUDENTS

7.1 Each student participating in the exchange programme shall meet the full-costs related to:

- Travel documents and visas
- Travel to and from the host country

- Living and subsistence expenses as an exchange student
- Accommodation fees and charges at the HOST Institution
- Application or related fees as may be charged by the HOST Institution
- The cost of health insurance at the HOST Institution and host country and vaccinations (if required)
- Normal non-tuition course related fees, including but not limited to: Book and academic supplies, study materials costs, field trip and excursion fees etc.
- All other debts, fines or financial penalties incurred during the course of the EXCHANGE
- Application and regular tuition fees as are normally charged to the student for taking courses at the HOME Institution – *these fees are to be paid to the HOME Institution.*

7.2 The HOME Institution shall satisfy itself that the nominated student has been advised of the financial conditions stipulated before issuing an offer for admission into the programme.

7.3 The HOST Institution shall provide reasonable efforts to assist the student in locating suitable accommodation within reasonable distance to the HOST campus.

7.4 All exchange students will abide by the policies, procedures, rules and regulations of the HOST Institution during the period of the exchange programme. They will also have the same rights, privileges and access to campus facilities enjoyed by students enrolled in degree programs on the HOST campus.

## **8. LIABILITY and INSURANCE**

8.1 Assumption of Liability: each institution shall indemnify, hold harmless and defend the other institution and its directors, officers, employees and agents against any adverse consequences that the other institution suffers arising from or relating to any and all risks of personal injury, property damage, negligent act, omission or wilful misconduct or other liabilities attributable to the negligent acts or omissions of that institution and the officers, employees or agents thereof. For purposes of this agreement, “adverse consequences” shall include all actions, claims, complaints, demands, hearings, injunctions, judgments, orders, proceedings, rulings, suits, costs, damages, expenses, liabilities, losses, and fees including, without limitation, legal fees and associated costs, which result from the indemnifying institution’s breach of its obligations under this agreement.

- 8.2 Insurance: Each institution warrants and represents that it has various cover applicable to the officers, employees and agents of that institution while acting within the scope of their employment. Each institution shall at the request of the other institution provide Certificates of Currency of Insurance or other evidence of insurance upon demand.
- 8.3 Each institution shall ensure it has adequate insurance coverage for all students on-shore in accordance with the jurisdiction under which each university operates.
- 8.4 ESSEX undertakes to provide general information to students on health and safety prior to undertaking a period of study abroad.
- 8.5 The HOST Institution undertakes to have suitable arrangements in place for health and safety, in compliance with relevant legislation and provide appropriate information, instruction, training and supervision for the students' health and safety.
- 8.6 The student undertakes to comply with the HOST Institution and HOME Institution's health and safety requirements, and to report any health and safety concerns, accidents or incidents which they are involved to the HOST Institution and HOME Institution.

## 9. GENERAL

- 9.1 **ESSEX** and **UTokyo-Komaba** shall undertake all reasonable measures to give maximum effect to this exchange programme. Such actions will include the exchange of academic handbooks, newsletters and promotional materials.
- 9.2 The parties acknowledge that **ESSEX** is subject to the General Data Protection Regulation (EU 2016/679) (GDPR), and that as such, it transfers personal data to countries outside the European Economic Area that have not received adequacy decisions from the European Commission, only where appropriate safeguards are in place, or where the Data Controller has carried out its own assessment of adequacy (Appendix 1).
- 9.3 The HOME Institution will send to the HOST Institution names, information regarding student identity, contact details and course details of the selected students. The HOST Institution will send to the HOME Institution details of the student's academic achievements at the end of the

exchange.

- 9.4 Exchange of any other personal data regarding exchange students between the parties will be based on the consent of the student.

## **10. TERMS OF AGREEMENT AND AMENDMENT**

- 10.1 This agreement shall remain in force for a period of five [5] years commencing from 11 December 2025, with the understanding that it may be revised, terminated or suspended pending availability of places by either party giving six (6) months written notice to the other party.
- 10.2 This agreement may be amended by mutual consent at any time through the exchange of letters between the two parties. Changes made to this agreement may not affect students already enrolled in the exchange program, unless such changes are advantageous to the students. Such amendments, once approved by the parties, will be added to this agreement as appendices.
- 10.3 This agreement may be terminated, provide that any such termination shall be without detriment to students already undertaking an exchange placement under this agreement. Such action will only be taken after mutual consultation and both parties shall agree on any measures that may be necessary to ensure this outcome.
- 10.3 For conditions of the exchange not covered by this agreement, or for problems that arise during the course of the exchange program or concerning the interpretation of this agreement, both parties agree to refrain from unilateral action and to first consult and negotiate mutually acceptable decisions/resolutions.
- 10.4 In the event that a resolution cannot be reached under Clause 10.3, the parties agree that any claim or dispute arising out of or in connection with this agreement shall be governed by the laws of the courts of the objecting institution.
- 10.5 This agreement is created in duplicate in English, each of those duplicates being deemed original.

## 11. SIGNATURES

11.1 This agreement constitutes the entire agreement between the parties. There are no understandings, agreements or representations, oral or written, not specified herein regarding this exchange programme. No amendments, consent or waiver of terms of this agreement shall bind either party unless in writing and signed by all parties. Any such amendment, consent or waiver shall be effective only in the specific instance and for the specific purposes given. This agreement may be extended by mutual consent of the two parties. **ESSEX** and **UTokyo-Komaba** by the signatures of their authorised representatives below, acknowledge having read and understood the agreement and agree to be bound by its terms and conditions.

**For:**  
**University of Essex**

**For:**  
**The University of Tokyo**  
**College of Arts and Sciences**

---

Mr Christopher Oldham  
Chief Operating Officer

---

Professor TERADA Torahiko  
Dean

Dated:

Dated:

### **Appendix 1 – adequacy of sharing**

The University of Essex has assessed the risks in transferring personal data to a third country, and judges that the risks to the rights and freedoms of data subjects are low, based on the following:

1. Data Subjects have freely chosen to study abroad, and understand that not all countries offer the same level of protection for their personal data;
2. The information shared is adequate, relevant and limited to what is necessary;
3. The information shared is necessary for the contract between Essex and the Host Institution;
4. The information shared is necessary for the contract between the student and both Essex and the Host Institution;
5. The information shared will be used for a short period of time only, and thereafter the student will share required information for the contract directly with the Host;
6. Any further sharing will be done on the basis of the informed consent of the student.

寄附金の受入について

2025年度

2025年12月18日

	No.	受入担当者			寄附者	寄附目的	総額	備考
		役職	氏名	所属				
寄附金	67	センター長	川喜田 敦子	ドイツ・ヨーロッパ研究センター	Deutscher Akademischer Austauschdienst (ドイツ学術交流会)	研究等助成のため	2,880,628	研究支援経費免除
	70	准教授	香田 啓貴	生命環境	公益財団法人栢森情報科学振興財団	研究等助成のため	2,000,000	
	71	教授	真船 文隆	教養教育高度化機構	株式会社博報堂	研究等助成のため	2,560,000	
	76	教授	佐藤 守俊	生命環境	Human Frontier Science Program Organization	研究等助成のため	20,197,463	
	81	教授	若本 祐一	関連基礎	公益財団法人シオノギ感染症研究振興財団	研究等助成のため	10,000,000	研究支援経費免除
							合 計	37,638,091
						2025年度累計	172,765,597	

## 拡大教授会

※拡大教授会に先立ち、研究倫理セミナーを実施

- 報告事項
  1. 総務委員会報告
  2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）（総B1号）（総B2号）
  3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告（総B3号）
  4. 研究費不正使用の注意喚起（研B3号）
  5. 各委員会報告（経B1号）（教B1号）（教B2号）
  6. その他
- 議題
  1. スプリット・アポイントメントの更新申請について（総B6号）
  2. 学科別入学定員の調整について（教B3号）

## 教授会

- 議題
  1. 次期副研究科長予定者の選挙について（総B4号）
  2. 次期評議員予定者の選考について（総B5号）
- 教員人事
 

退職転出等			1件
講師	報	告	7件
准教授	提	案	1件
	報	告	16件
教授	提	案	2件
	報	告	28件

計55件

委員会関係

教務委員会

財務委員会

教育研究経費委員会

情報基盤委員会

入試委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎  
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

建設委員会

環境委員会

防災委員会

その他

教養学部報委員会

・2025年度年度末執行に係る伝票等締切日について（経B1号）

・令和8年度入試に伴う臨時措置（駒場キャンパス）について（教B1号）

・令和8年度大学入学共通テスト監督補助者募集について（教B2号）

## 拡大教授会および教授会議事要旨(案)

日時 2025年11月20日(木) 15:01~16:27  
場所 Zoom会議  
出席者 235名

### 議題

#### ○ 報告事項

##### 1. 総務委員会報告

研究科長から、11月6日、11月20日開催の総務委員会について説明・報告があった。

##### 2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

研究科長から、10月21日、11月11日開催の研究科長・学部長・研究所長合同会議について、資料(総A1号)(総B3号)に基づき説明・報告があった。

##### 3. 全学環境安全管理室等会議・事故災害報告

環境安全管理室鳥井寿夫室長から、資料(総B4号)(総B5号)に基づき報告があった。

##### 4. 研究費不正使用の注意喚起

研究科長から、資料(研B4号)に基づき報告があった。

##### 5. 各委員会報告

- ・道上達男財務委員会委員長から、研究支援経費の申請について、資料(経B2号)に基づき報告があった。
- ・道上達男財務委員会委員長から、2025年度における預託金制度について、資料(経B3号)に基づき報告があった。
- ・岡本拓司入試委員会委員長から、令和8年度大学入学共通テスト監督補助者の募集について、資料(教B1号)に基づき報告があった。

##### 6. グローバル地域研究機構に置く研究部門・センターについて(東アジア漢学研究センター設置について)

森井裕ーグローバル地域研究機構長から、資料(総B6号)に基づき説明があった。

##### 7. コモレビラウンジ ネーミングプランの協賛者決定について

道上達男副研究科長から、資料(経B1号)に基づき報告があった。

##### 8. 英文版研究費使用ハンドブック(Research\_Funds\_Usage\_Handbook\_ver.202408)について

道上達男副研究科長から、資料(研B3号)に基づき報告があった。

##### 9. その他

- ・柳澤実穂研究科長特任補佐から、基盤的学術雑誌等整備の必要経費について説明があった。
- ・若杉桂輔教授から、教養教育高度化機構「アクティブラーニングニュースレター」の発行について説明があった。

以下、教授会構成員対象の議題です。

### 教授会

#### ○ 議題

##### 1. 次期副研究科長ならびに次期評議員の選考日程について

研究科長から、資料(総B7号)に基づき説明があった。

○教員人事

轉職退職等				2件
講師	提	案		1件
准教授	報	告		4件
教授	提	案		4件
	報	告		8件

計 19 件

以上

**議題及び資料**

01 学内外情勢	総長
(資料1) 学内外情勢	
02 医学系研究科・医学部・医学部附属病院改革委員会の設置	相原理事
<b>* 報告</b>	
(資料2) 医学系研究科・医学部・医学部附属病院改革委員会の設置について	
03 教員評価等に関する検討チームの設置	相原理事
<b>* 報告</b>	
(資料3) 教員評価等に関する検討チームの設置について	
04 総長室総括委員会下の機構(デジタルオブザーバトリ研究推進機構)の自己点検・評価結果及び設置	齊藤理事
<b>* 報告</b>	
(資料4) 総長室総括委員会下の機構(デジタルオブザーバトリ研究推進機構)の自己点検・評価結果及び設置	
05 SPRING GX及びBOOST NAISの2026年度春募集の周知	齊藤理事
<b>* 報告</b>	
(資料5) SPRING GX及びBOOST NAISの2026年度春募集	
06 令和8(2026)年度科研費応募状況	齊藤理事
<b>* 報告</b>	
(資料6) 令和8(2026)年度科研費応募状況(学内限り)	
07 相談支援研究開発センターピアサポートルーム「本祭りDX」企画開催	佐藤岩夫執行役
<b>* 報告</b>	
(資料7) ピアサポートルーム「本祭りDX」企画開催について	
08 東京大学オープンキャンパス2026開催日程	津田理事
<b>* 報告</b>	
(資料8) 東京大学オープンキャンパス2026開催日程	
09 その他	齊藤理事
(1) 若手研究者の国際展開事業(2026年度事業)の公募	
(資料9) 若手研究者の国際展開事業(2026年度事業)の公募	

## 議題及び資料

- |    |   |                  |
|----|---|------------------|
| 01 | 学内外情勢   | 総長               |
|    | (資料1) 学内外情勢   |                  |
| 02 | 東京大学学部通則及び東京大学大学院学則の一部改正<br>* 審議  | 森山理事             |
|    | (資料2) 2-1:東京大学学部通則及び東京大学大学院学則の一部を改正する規則(案)、<br>2-2:米国の大学に在籍する修学の継続が困難な状況にある学生又は大学院学生の受入れに関する方針(案)、<br>2-3:(参考)米国の大学に在籍する学生への支援策     |                  |
| 03 | U7+からの脱退<br>* 審議  | 林理事              |
|    | (資料3) 国際大学連合 U7+ Alliance of World Universities 脱退について  |                  |
| 04 | 2025年度女性教員(教授・准教授・講師)増加のための加速プログラムの採択(女性人事加速サポート事業)<br>* 報告   | 林理事              |
|    | (資料4) 4-1:2025年度女性教員(教授・准教授・講師)増加のための加速プログラムの採択、<br>4-2:2025年度女性人事加速サポート事業について  |                  |
| 05 | 2025年度新規女性教員採用支援プログラムの採択(女性人事加速サポート事業)<br>* 報告  | 林理事              |
|    | (資料5) 5-1:2025年度新規女性教員採用支援プログラムの採択、<br>5-2:2025年度女性人事加速サポート事業について   |                  |
| 06 | コミュニケーション戦略本部2025年度上半期の実績と成果<br>* 報告  | 岩村理事<br>河村執行役    |
|    | (資料6) 東京大学コミュニケーション戦略本部2025年度上半期の実績と成果  |                  |
| 07 | UTokyo Engagement Surveyの実施<br>* 報告   | 角田理事             |
|    | (資料7) 7-1:令和7年度UTokyo Engagement Survey 実施要項(学内限り)、<br>7-2:UTokyo Engagement Survey 概要(学内限り)、<br>7-3:UTokyo Engagement Survey(学内限り) |                  |
| 08 | 部局別個別施設計画(建物長期修繕計画)の提出依頼<br>* 報告  | 相原理事<br>出口執行役    |
|    | (資料8) 部局別個別施設計画(建物長期修繕計画)の提出について(依頼)  |                  |
| 09 | 東京大学統合報告書2025発行の報告<br>* 報告  | 相原理事<br>坂田総長特別参与 |
|    | (資料9) 東京大学統合報告書2025   |                  |
| 10 | 東京大学知的財産報告書2025の発行<br>* 報告  | 染谷執行役            |
|    | (資料10) 10-1:「東京大学知的財産報告書2025」の概要、10-2:東京大学知的財産報告書2025   |                  |
| 11 | 東京フォーラム2025の開催報告<br>* 報告  | 林理事              |
|    | (資料11) 東京フォーラム2025の開催について   |                  |
| 12 | 八重洲アカデミックコモンズの利用促進<br>* 報告  | 津田理事             |
|    | (資料12) 産学協創による都心サテライト拠点「東京大学八重洲アカデミックコモンズ」のご案内  |                  |
| 13 | その他   |                  |
|    | (1) 令和8(2026)年度会議等予定表   | 津田理事             |
|    | (資料13) 令和8(2026)年度会議等予定表(案) Ver.1   |                  |

## 議題及び資料

---

(2) 第4回東京大学地域連携シンポジウムの開催

津田理事

(資料14) 第4回地域連携シンポジウムプログラム

---

(3) 第6回東京大学技術発表会

岸執行役

(資料15) 第6回東京大学技術発表会実施概要

---

2025年度 年度末執行に係る伝票等締切日について

教養学部等経理課

日頃より会計処理にご協力いただきましてありがとうございます。

年度末になりますと会計処理の量が膨大となり、毎年事務がひっ迫している現状がございます。過度に年度末に執行が集中することのないよう計画的に執行をしていただくとともに円滑な年度末の会計処理にご協力いただきたく、下記のとおり物件・役務等、旅費・謝金・振替の書類の提出締切を作成いたしました。

期限内に書類をご提出いただきますようお願いいたします。

経費区分	種別・担当T 提出物	納品・業務完了月(収支簿)		物件・役務等	旅 費			謝 金	振 替	備 考	
		支 払 月 ( 収 支 簿 )	業 務 完 了 月 ( 受 払 )	用度T	経理T			各チーム			
				検収台帳 納品(完了報告)書 請求書	近距離旅費請 求書	出張(命令・ 依頼)申請書	出張報告書		謝金支出伺		支給調書 出勤表等 ※⑤
大学運営費(教育研究経費、総長裁量経費及び特定事業費)		2	3	2月27日(金)	3月2日(月)	1月16日(金)	2月11日(水)	実施日の2週間前まで	3月2日(月)	3月18日(水)	
		3	4	完了後3日以内	4月1日(水)	2月13日(金)	3月20日(金) 期限以降に完了する出張は完了後3日以内(ただし年度最終日4月1日(水)厳守)		完了後3日以内	4月14日(火) 資産分振替 ✕	4月17日(金) その他振替 ✕
外部資金等	科学研究費助成事業(科研費) (他機関からの分担金)	1	2	1月30日(金)	1月16日(金)	12月12日(金)	1月16日(金)	実施日の2週間前まで	2月2日(月)	2月18日(水)	※ A、Bグループ内訳は、研究支援Tより別途通知
		2	3	2月27日(金)	3月2日(月)	1月16日(金)	2月11日(水)	実施日の2週間前まで	3月2日(月)	3月18日(水)	
	科学研究費助成事業(科研費)(代表課題、学内分担金)	3	4	3月27日(金)	4月1日(水)	2月13日(金)	3月20日(金) 期限以降に完了する出張は完了後3日以内(ただし年度最終日4月1日(水)厳守)	実施日の2週間前まで	完了後3日以内	4月14日(火) 資産分振替 ✕	4月17日(金) その他振替 ✕
	機関補助金										
	受託研究、受託事業										
共同研究											
寄附金											

※書類が整い次第、締切を待たず速やかにご提出をお願いいたします。

※年度内に発生した検収(納品・完了確認)、出張、謝金が翌年度に書類を提出されることがあります(期ずれ)。年度を過ぎると原則として処理が不可となります。書類の提出漏れがないようご注意ください。

※コーポレートカードの利用は1月末までとなります(請求が年度内に間に合わない恐れがあるため)。それ以降は請求書払(請求書払が不可能な場合は立替払)で対応をお願いいたします。

なお、以下の条件該当する場合、コーポレートカードは使用できません

- ①「コーポレートカードの取扱いについて」通知文内「4. カードの利用範囲」に該当しないもの  
(本学部では二重請求や旅費支給対象外となる費用の支払を防止するため、コーポレートカードによる旅費支払いを避けていただいております)
- ②請求に私費扱いのものが混在しているもの(例:学会参加費に飲食費込み)
- ③駒場ファカルティハウス使用料

- ① 残額の把握にあたっては、上記以外のほか定例的に発生する年間契約や人件費などの支出も勘案してください。

補助金課題(課題番号3字目がH)の科研費は年度ごとの管理となるため、年度内に必要な執行は上記各提出締切厳守にてご対応ください。

- ② 基金課題(課題番号3字目がK)の科研費で次年度も継続の課題の場合は、年度内に生じた未使用額を手続きなしで次年度に使用することが可能ですので、年度末に当該年度の交付額を使い切る必要はありません。基金の最終年度課題で、最終年度までに生じた未使用額を翌年度に持ち越して使用したい場合は、補助事業期間延長申請(2月上旬締切予定)を行ってください。

- ③ 機関補助金、受託研究については、課題によっては特に早い対応が必要なものもありますので、研究支援Tより個別に連絡します。

- ④ 寄附金については、基本的には、手続きなく翌年度に繰越ができることから、年度末に予算額を使い切る必要はありません。  
※ ただし、助成元の求め等の事情で年度内の経費執行が必要な場合は、最終残額をご留意の上、上記提出締切厳守にてご対応ください。

報告書の提出を要する外部資金については、上記の書類提出期限にかかわらず、早めの執行額把握にご留意願います。

- ⑤ 報告書提出期限が別途定められている外部資金もありますので、担当チームにご確認ください。  
報告書の提出後の経費振替は不可ですので、上記締切以内に経費の振替の必要がある場合はすみやかに振替依頼を提出し、残額を確認願います。

- ⑥ 単純労務謝金・ジュニアスタッフの支給調書・出勤表提出締切については、例月どおり実施月の翌月1日厳守(土日祝の場合は翌業務日)です。

※ 各締切に間に合わない案件は、速やかに担当チームに連絡してください。

## 令和 8 年度入試に伴う臨時措置（駒場キャンパス）について

令和 8 年度大学入学共通テスト（令和 8 年 1 月 1 7 日（土）・1 8 日（日））及び第 2 次学力試験（前期日程）（令和 8 年 2 月 2 5 日（水）・2 6 日（木））の実施のため、次のとおり入構制限等の臨時措置をとることとする。

### 1 授業の休止

#### (1) 大学入学共通テスト

令和 8 年 1 月 1 6 日（金）は試験場準備のため、原則として授業を休止する。

#### (2) 第 2 次学力試験（前期日程）

駒場キャンパスにおける授業ならびに定期試験は終了しているため、この措置はとらない。

### 2 試験場区域

入試当日、試験場区域はパイロン等によって、その境界を明示する。

### 3 入構制限等

#### (1) 入構許可

試験当日は、「受験者」、「本学教職員」、「研究のために特に入構を必要とする本学大学院の学生・研究生」及び「特に入構を許可された者」は入構できるが、その他の者の入構は禁止する。

なお、試験場区域においては、試験の妨げにならないよう静粛にすること。

#### (2) 「身分証明書等」の提示

入構に際しては、次のとおり「身分証明書等」を提示するものとする。

- ① 「本学教職員」・・・「職員証」
- ② 「研究のために特に入構を必要とする本学大学院の学生・研究生」・・・「学生証・研究生証」
- ③ 「特に入構を許可された者」・・・「入試特別入構証」

#### (3) 受験者の入構・出構は、大学入学共通テスト及び第 2 次学力試験（前期日程）とも、正門のみとする。

#### (4) 「本学教職員」、「研究のために特に入構を必要とする本学大学院の学生・研究生」及び「特に入構を許可された者」の入・出構は、正門（バレーコート脇含む）及び坂下門とする。

#### (5) 入試当日、西門・北門（野球場門）・裏門・炊事門・梅林門は閉鎖する。

#### (6) 試験場準備のため、次のとおり試験日以前の日程での建物への入館を制限する。（入試関係者、当該建物に居室のある教職員を除く）

- ・令和 8 年 1 月 1 6 日（金）  
1 号館、5 号館、7 号館、1 1 号館、1 2 号館、1 3 号館、9 0 0 番講堂、21KOMCEE East
- ・令和 8 年 2 月 2 0 日（金）～2 月 2 4 日（火）  
1 号館、5 号館、7 号館、1 1 号館、1 2 号館、1 3 号館、9 0 0 番講堂、21KOMCEE East

### 4 備考

#### (1) 報道関係者等

報道関係者等は、腕章による識別ではなく、本学広報委員会の発行する「入試特別入構証」を所持する者のみ入構を認める（報道関係者の取り扱いは、本学広報委員会を通じて行う）。

#### (2) 「入試特別入構証」の発行

「入試特別入構証」の発行手続きは、教養学部総務課総務チームで行う（報道関係者を除く）。

#### (3) その他

入試当日、車輛の入構は原則として禁止する。

令和 年 月 日

## スプリット・アポイントメント申請書

部 局 長 名 : 大学院総合文化研究科長

フリガナ	カンシャ ヤスキ		
氏 名	菅 蔗 寂 樹	職 名	教授
生年月日 (年齢)	昭和53 (1978) 年 6月26日 (48歳)		
スプリット・アポイントメントを適用する営利企業の情報	営利企業の名 称	ダイキン工業株式会社	
	営利企業の事業内容	「空調」「化学」「フィルタ」を柱に多彩な製品とサービスをグローバル市場で展開	
	従事する職名	主席技師	
	従 事 場 所	ダイキン工業テクノロジー・イノベーションセンター	
	従事内容及び責任の程度	ダイキン工業のサービス・商品に適用するための技術開発リーダー	
	本学との利害関係の有無	共同研究：有	
期 間	令和8 (2026) 年4月1日～令和9 (2027) 年3月31日 (更新) (前期間：令和7 (2025) 年4月1日～令和8 (2026) 年3月31日)		
業務割合及び報酬額等	本 学：80%	適 用 給 与	教(一) 一年俸制
	営利企業：20%	給与の支給方法	個 別 一 括
	営利企業の業務に連続して1月を超える期間従事する場合の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
研究成果の取り扱い	原則として、それぞれの機関における業務の結果生じた研究成果の取扱いは、それぞれの機関の規則によることとし、疑義が生じたときには協議のうえ決定する。		
①目的に合致することへの具体的説明 (本学の研究力強化、営利企業との連携・協力による本学の研究基盤の強化、本学教員の研究の一層の発展並びに東京大学としての社会的貢献)	当該教員は産業プロセスの省エネルギー化において多くの研究開発実績を有する。また、所属する総合文化研究科附属国際環境学教育機構においてエネルギー問題のみならず大気や水環境の改善技術の研究開発を実施している。ダイキン工業株式会社は空調機メーカーとして世界トップシェアである。本スプリット・アポイントメントにより、両者は世界最先端の空調機器や空気環境計測・制御技術の知見を共有することができる。これらの知見は、快適性の新規基準の設定およびセンシング技術に関する研究の深化・促進につながり、省エネルギー技術の研究開発や大気環境改善の研究基盤となる。ダイキン工業株式会社はメーカーということで社会のニーズに即座に対応が求められる。そのため、当該教員も昨今のコロナウィルスへの対応を考慮して換気と省エネの両立を目指すことや、さらには空気清浄機との連携した空調技術の開発といったこれまで検討していなかった分野についての研究開発にも携わっている。また、当該教員が実際に実験サイトとなる建物を訪問し、検討内容の説明のみならず、天井裏や床		

	<p>下にある空調配管の構造の確認も行うといった機会を得た。さらには、ダイキン工業株式会社の欧州子会社であるダイキンヨーロッパ社の工場（ベルギー王国オステンド工場）を訪問し、実際の製造現場と研究開発施設を見学するとともに、現場の職員と意見交換を行う機会を得た。日本とは異なるヨーロッパの政策と、その政策に向けた取り組みや対応方法を学ぶ機会を得ることができ、今後、それらの知識を自身の国際環境学の研究に反映させていくことも期待される。実際、2025年度には、マレーシア、オーストラリア、中国といった海外の研究機関との研究連携の可能性について模索してきており、実際に、中国にある研究機関の学生を研究生として受け入れ、現在も、マレーシアの研究機関の研究員の受け入れも行っている。当該教員がこれまで主として来た産業部門の検討をダイキン工業が得意とする業務や家庭部門に拡張して検討することで社会全体、さらには、地球規模の研究開発につなげることができる。また、これらの知識や実施してきた研究成果を、本学の教員と共有することで、本学全体の研究基盤の強化を図る。実際、令和3年1月からのスプリット・アポイントメント期間において当該教員がダイキン工業の空調機に使われている制御手法や運転時の問題点などを技術者より直接的に学ぶとともに、当該教員が有する最新の制御運転手法やデータ解析手法をダイキン工業技術者に指導し、お互いの検討水準の強化を図ってきた。さらには、営利企業との連携という強みを生かし、研究成果の社会実装を促進することができる。実際、空調営業本部や外部の調査会社などとの会議にも参加して、製品の販売や顧客へのサービスまでを視野に入れた研究開発を進めている。この間において東京大学の技術を基盤に東京大学とダイキン工業株式会社の共同でセンシング技術に関する特許出願を行った。さらには、ダイキン工業株式会社内において携わった課題についても特許を出願するとともに更なる成果発表の可能性も検討している。それらの技術を実機に導入するための検討や海外展開などについても進めている状況にある。長期的には、本学とダイキン工業の更なる人的交流の強化および相互の技術的な連携・協力にもつながるといえるが、東京大学の学生や研究員がダイキン工業株式会社を実際に訪問する機会を設けること、当該研究員が所属する国際環境学教育機構のフィールドワークの講義をダイキン工業株式会社の協力のもと行うことの可能性についての検討を当該教員が中心となって引き続き進めている。それらの取り組みの一環として、2025年度には、ダイキン工業株式会社と東京大学が主催するグローバルインターンシップにおいて、ダイキン工業株式会社の上席技師として空調機の基本技術について2024年度に引き続き参加する学生全員やダイキン工業の事務職員に解説するなど、産業および学術の両面から本学の学生の指導にも貢献している。</p>
<p>②部局が責任をもって支援し、当該教員の教育研究活動及び部局の研究教育と運営が支障なく遂行できるものであることへの具体的説明 （本学教員の勤務割合が50%未満の場合は、別紙に記載）</p>	<p>当該教員の教育研究活動については、担当講義数（演習等も含む）を軽減するとともに学内諸業務の質的軽減に努める。そのための代替講義担当者や事務職員は当該教員所属の総合文化研究科附属国際環境学教育機構に対して手当とする。実際に、国際環境学教育機構では、この手当を専任の助教雇用のための原資の一部に充てている。部局の研究教育と運営については、業務割合20%に相当する講義担当者および事務職員を確保することによって、部局全体での教職員と各種業務の割り当て見直しを行う。</p>

③部局において利益相反に関する管理が適切に行われることへの具体的説明	東京大学利益相反ポリシーに基づき、総合文化研究科利益相反アドバイザー機関が、当該教員の利益相反行為に関する相談に応じるとともに、必要な助言、指導及び定期的な確認を行うなど適切な利益相反マネジメントを行っており、当該教員と当該営利企業とのスプリット・アポイントメント及び共同研究については、利益相反アドバイザー機関において利益相反のおそれがないことを確認している。万が一、利益相反が生じる事由が発生するおそれがある場合は、総合文化研究科長と相談のうえ、東京大学利益相反マネジメント委員会規則に従い、東京大学利益相反マネジメント委員会の助言又は指導を仰ぐとともに、必要に応じて教授会にはかり、適切な利益相反マネジメントを行うものとする。
④本学教員としての倫理が保持されるものであることへの具体的説明	ダイキン工業と本学における「産学協創協定」の目的を遵守するとともに、教職員倫理規定、情報倫理規定及び研究倫理に関する諸規則を遵守する旨が協定書に規定されるので、本学勤務中は本学の教職員倫理規定の適用を受ける。つきましては、スプリット・アポイントメントに影響されることなく、本学教員としての倫理は保持されることとなる。
⑤その他職務の公正性、透明性及び信頼性が確保されるものであることへの具体的説明	ダイキン工業と本学における「産学協創協定」の元で行われるスプリット・アポイントメントであり、本学での業務とダイキン工業での業務については、業務内容と業務時期がそれぞれ明確に定められ、協定書において明文化される。また、守秘義務についても協定書に規定されるので、職務の公平性、透明性及び信頼性は問題なく確保される。
特記事項	スプリット・アポイントメント期間は、ダイキン工業との産学協創協定満了を越えない範囲において、単年度ごとの更新とする。 教授会承認日：令和7年12月18日（予定）

※年齢は、スプリット・アポイントメント開始年度における年度末年齢

本件担当：本部人事企画課人事制度チーム

学士課程の収容定員充足率の状況(教養学部**14名増員**)

取扱注意

## 1. 現在の充足状況(令和7年5月1日時点)

学部(学科)	入学定員	収容定員 A	在籍者数							収容定員 充足率 B/A	(在籍者数から長期在籍者を控除)			基準	
			1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	合計 B		長期在籍者数 1~6 年次	小計 C	在籍者数 合計 D=B-C		収容定員 充足率 D/A
教養学部	140	560	148	156	220	301	0	0	825	147.3%	96	96	729	130.2%	110%
教養学科	65	260	69	72	118	180			439	168.8%	56	56	383	147.3%	
学際科学科	25	100	26	28	46	54			154	154.0%	16	16	138	138.0%	
統合自然科学科	50	200	53	56	56	67			232	116.0%	24	24	208	104.0%	
学士課程 合計	3,063	12,588													

【教養学部の3年次在籍者数合計(見込)】を、  
【各学科の過去5年間の進学者数平均】に応じて按分する。  
・教養学科：182×102.0/180.6=102.7≒103  
・学際科学科：182×27.0/180.6=27.2≒27  
・統合自然科学科：182×51.6/180.6=52

## 2. 現在の充足状況に応じて調整した場合の充足状況(令和12年5月1日時点(完成年度))

(1)「教養学科」を14名増員する

学部(学科)	入学定員 (案)154	収容定員 A	在籍者数							収容定員 充足率 B/A	(在籍者数から長期在籍者を控除)			進学者数 平均 (R1~5)	長期在籍者 発生率		
			1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	合計 B		長期在籍者数 1~6 年次	小計 C	在籍者数 合計 D=B-C			収容定員 充足率 D/A	基準
教養学部	154	616	163	172	182	222	0	0	739	120.0%	71	71	667	108.3%	110%	180.6	
教養学科	79	316	84	88	103	125			400	126.6%	40	40	360	114.0%		102.0	17.40%
学際科学科	25	100	26	28	27	33			114	114.0%	10	10	104	104.3%		27.0	16.11%
統合自然科学科	50	200	53	56	52	63			224	112.0%	21	21	203	101.3%		51.6	18.53%
学士課程 合計	3,063	12,588															

【令和5年度の1年次合計数からCoD100名を差し引いた学生数】を、  
【CoD以外の学部入学定員合計に対する各学科の調整後の入学定員の割合】に応じて按分する。  
・教養学科：(3,235-100)×79/(3,063-100)=83.5≒84

(2)「教養学科」を10名、「学際科学科」を4名増員する ※入学定員に比例した配分

学部(学科)	入学定員 (案)154	収容定員 A	在籍者数							収容定員 充足率 B/A	(在籍者数から長期在籍者を控除)			進学者数 平均 (R1~5)	長期在籍者 発生率		
			1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	合計 B		長期在籍者数 1~6 年次	小計 C	在籍者数 合計 D=B-C			収容定員 充足率 D/A	基準
教養学部	154	616	163	172	182	222	0	0	739	120.0%	71	71	667	108.3%	110%	180.6	
教養学科	75	300	79	84	103	125			391	130.3%	40	40	351	117.1%		102.0	17.40%
学際科学科	29	116	31	32	27	33			123	106.0%	10	10	113	97.7%		27.0	16.11%
統合自然科学科	50	200	53	56	52	63			224	112.0%	21	21	203	101.3%		51.6	18.53%
学士課程 合計	3,063	12,588															

※後期課程(3年次以降)の在籍者数は、過去5年間の当該学部・学科等への進学傾向に基づき見込を算出している。

令和5年度学生数

1年生：3,235名

2年生：3,412名

3年生：3,175名

4年生：3,840名

## 参考-1

## 背景 その1 文科省認可基準に関わる入学定員・進学定数の調整：背景と東大の現状

「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」の一部改正（R4年10月）に伴い、**学部単位の在籍学生数が「収容定員×基準(105～115%)」を超過**する場合、**学科・専攻等の設置認可申請**（学位・分野の変更を伴うもの。医学部の臨時定員増を含む。）**を行うことができない**。また、同基準は、**大学教育再生戦略推進費の申請資格として準用**されており、**各種補助金の申請にも影響**する。

R5年度に行う設置認可申請（R6年度開設分）及び補助金申請は、改正前の入学定員に基づく基準を満たせば可とする経過措置が設けられた。**R6-R7年度は文科省に東大が個別に事情を説明して、経過措置を特別に延長**してもらっている。

**設置認可申請（学位の種類・分野の変更を伴うもの）の審査基準（R4.10～）**

- 学部ごとの収容定員超過率が、1.15倍未満であること。
- 入学定員が、100人以上300人未満の学部は1.10倍未満、300人以上の学部は1.05倍未満。
- 学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は、学科ごと。
- 修業年限を超えて在籍している学生（超過期間2年以内、留学した学生は3年以内）は控除できる。

東大の現状：

3つの学部（工・経・養で収容定員超過率が上限を超えており、文・農・医健で未充足の凸凹が発生）

## 背景 その2 4つの数字の説明

- **入学定員**（現在の入学定員合計は3,063名）  
各学部で設置申請時に設けた定員であり、昔は教員数や予算等の根拠となっていた数字  
現在の東京大学では、本部が在籍者数や部局ごとの教員採用可能数を基準に予算を策定している  
ので、**現在の入学定員は文科省に報告している名目的な数字**となっている
- **収容定員**  
六年制の学科等を除くほとんどの学部・学科等で収容定員は入学定員の4倍  
（1年次から4年次の4年間の合計）となっている
- **進学定数**（現在の進学定数は3,254名）  
進学選択の際に、各学部にとどの程度の学生が進学できるかを定めた数字であり、  
こちらが**実質的に学部への学生進学数に影響**する  
入学定員よりも200名程度余裕がある（前回の学部教育改革の際に100名程度増員した）
- （設置基準で考慮される）**在籍学生数**（R5年度東大全体で13,132名）  
実際にその学部にて在籍する学生を元に計算する。その際、教養学部前期課程に所属する  
在籍学生数については、1～2年次の在籍学生数を各学部・学科の入学定員比率で按  
分して算出。ただし、控除可能な長期在籍者数（5.1時点で標準修業年限を超えて在籍す  
る学生、超過期間2年又は3年以内）を差し引く。

## 対応策

- 過去5年間の各学部の学生進学実績や修業年限在籍者率等を勘案し、仮想的な進学定数を算出それを元に超過が発生しない入学定員数を推定
- 骨子は、「現状と同程度の学生数が各学部に進学できる状況を維持する」こと  
(名目的な入学定員数を現状に合わせる対応で解決し、学生の進学選択への影響を最小化する)
- 入学定員の調整に際する予算・教職員数の変更は行わない(申し合わせ文書を発行する)
- 2027年発足予定のCoDの設置認可申請と同時期(2026年)に、入学定員の変更を行う
- CoD設置に必要な学内定員100名も、今回の修正に併せて全学の定員数から拠出する
- (結果的に入学定員が相当数減となった学部については、教員人件費を恒久的に配分することで合意)
- 入学定員および進学定数については、認可申請後においても一定期間の状況をモニタリングし、是正が必要になった場合は定期的に修正を行う方針



## 入学定員、収容定員及び科類別受入予定数変更案

## ・入学定員/収容定員

学部（学科）	現状		変更後 (CoD開設年度入学生より。2027年度を予定。)		
	入学定員	収容定員	入学定員	(現状との差)	収容定員 (完成年度)
法学部	400	1,600	394	-6	1,576
医学部医学科（6年制）	110	660	110	0	660
医学部健康総合科学科（4年制）	40	160	28	-12	112
工学部	938	3,772	948	10	3,812
文学部	350	1,420	297	-53	1,208
理学部	280	1,120	280	0	1,120
農学部（4年制）	260	1,040	220	-40	880
農学部獣医学課程（6年制）	30	180	30	0	180
経済学部	340	1,360	328	-12	1,312
教養学部	140	560	154	14	616
教育学部	95	380	94	-1	376
薬学部薬科学科（4年制）	72	288	72	0	288
薬学部薬学科（6年制）	8	48	8	0	48
合計	3,063	12,588	2,963	-100	12,188

## ・CoD開設後の科類別受入予定数

	文1	文2	文3	理1	理2	理3	合計
CoD開設後の科類別受入予定数案	387	341	453	1,071	514	92	2,858
現行との差	-14	-12	-16	-37	-18	-3	-100
現行「科類別受入予定数」 (R6選抜要項より)	401	353	469	1,108	532	95	2,958

※全科類から、現行の「科類別受入予定数」の比率に応じて合計100名を減じている。